前橋市ショップ・モビリティ支援業務プロポーザル実施要領

前橋市ショップ・モビリティ支援業務委託事業の企画提案を募集します。

業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザ

ルの実施に必要な事項を定めます。

１　案件名称

　前橋市ショップ・モビリティ支援業務

２　業務内容に関する事項

（１）業務内容

　　別紙「仕様書」のとおり

（２）事業規模（契約上限額）

　　金２,０００,０００円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

　　＊金額は企画提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

（３）契約期間・履行期間（予定）

　　令和４年４月２５日から令和５年３月３１日まで

３　応募資格、必要な資格・許認可等

　次に掲げる条件のすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。なお、複数事業者による共同提案は認めません。

（１）委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力と実績を有する者であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２

５号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行なっている者でないこと。

（４）銀行取引停止処分を受けていないこと。

（５）租税公課の未納および滞納処分を受けていないこと。

（６）企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品

の製造業等業者指名停止措置要綱第２条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要

綱第２条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。

（７）前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員等（地

方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

（８）業務の運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において

、これらを受けていること。

（９）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

（10）代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

４　スケジュール

（１）プロポーザル公告日　　　　　　　　　　　　令和４年３月２８日（月）

（２）プロポーザル実施要領・仕様書の公表　　　　令和４年３月２８日（月）

（３）質問受付期間　　　　　　　　　　　　　　　令和４年３月２８日（月）

〜令和４年４月１日（金）正午まで

（４）質問書への回答期限　　　　　　　　　　　　令和４年４月４日（月）

（５）提出書類受付期限　　　　　　　　　　　　　令和４年４月８日（金）午後５時必着

（６）審査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年４月１２日（火）

（７）審査結果通知書の発送　　　　　　　　　　　令和４年４月１５日（金）

（８）契約締結、業務開始（予定）　　　　　　　　令和４年４月２５日（月）

５　質問受付及び回答

（１）質問受付期間　　令和４年３月２８日（月）から

令和４年４月１日（金）正午まで

（２）質問様式　　　　別紙質問書様式

（３）提出方法　　　　FAX又はメールで提出してください。

（４）提出先　　　　　要領中１１番に明記

（５）回答方法　　　　令和４年４月４日（月）までに応募のあった事業者すべてにメール

で回答するとともに、前橋市ホームページに掲載します。

６　応募の手続き等

（１）企画提案書について

　　①受付期間

令和４年３月２８日（月）から令和４年４月８日（金）午後５時必着

　　②提出方法

持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による

　　③提出書類

それぞれ正本１部、副本５部を提出してください。

　　　　ア　公募型プロポーザル 応募申請書（様式第１号）

　　　　イ　業務実施体制申告書（様式第２号）

　　　　ウ　誓約書（様式第３号）

　　　　エ　会社の概要が分かるパンフレット等

　　　　オ　類似事業の事業実績が分かるもの

　　　　カ　企画提案書（様式自由、下記の事項については必ず記載のこと）

　　　　　　・業務運営体制※指揮命令系統、業務の管理責任者が明示されたもの

　　　　　　・出店を希望するショップ・モビリティ事業者の募集・選定方法

　　　　　　・ショップ・モビリティ事業者の創出と育成にあたっての支援方法※資金面

からの支援も明記

　　　　　　・民間事業者との出店調整方法

　　　　　　・出店現場の運営体制と運営管理方法

　　　　　　・利用者や事業者の意向調査方法

　　　　キ　見積書

　　④参加資格の喪失

　　　参加申請書類の提出後、申請者が次のいずれかに該当するときは、参加資格が喪失する。なお、選定委員会の開催後に、評価点が最も高い事業者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点者を本事業の委託事業者として繰り上げるものとする。

　　・本書３の資格要件を満たさないことが発覚したとき。

　　・提出書類に虚偽の記載をしたとき。

　　⑤提案書の著作権等

　　　提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書等の内容を無償で使用されるものとする。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

７　審査

　提出された書類に基づき、企画提案に関する審査を行います。その結果、最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

（１）審査

　　①日時　令和４年４月１２日（火）

　　　　　　提出された書類を基に、優先交渉者を選出します。

　　②審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 | 配点(点) |
| 業務遂行能力 | 運営体制 | 業務を実施するにあたり、専門的な知見と経験を備え、円滑に進められる必要かつ十分な人員及び管理体制となっているか。 | １０ |
| 類似業務実績 | ショップ・モビリティ事業者の創出、育成に十分な経験と実績を有しているか。 | ３０ |
| 企画提案内容 | 業務目的の理解 | 業務目的を理解した提案内容であるか。 | ２０ |
| 募集・選定 | 意欲あるショップ・モビリティ事業者とネットワークを持ち、魅力のあるサービスを提供できるか。 | ２０ |
| ショップ・モビリティ事業者創出・育成支援 | ショップ・モビリティ事業者の創出・育成にあたり、経営相談や営業アドバイス、異業種の事業者や関係機関、商店街組織等とのネットワークを持ち、魅力のあるサービスを提供できるか。 | ３０ |
| 民間事業者との出店調整 | 本市と密な連絡調整を行い、民間事業者と調整ができる体制がとれているか。 | １０ |
| 出店現場の運営管理 | 適切な衛生管理を行う工夫があるか。また、周辺地域との調和が図られているか。 | １０ |
| 意向調査 | 利用者や事業者の意向を聞き取るのに適切な方法か。 | １０ |
| 情報発信・広報支援 | ショップ・モビリティ事業者の紹介や出店情報等効果的な広報計画が立てられているか。また、各種広報媒体を活用する提案になっているか。 | ２０ |
| 提案の独自性 | 提案内容に工夫があり、ショップ・モビリティ事業者が定期的に出店する仕組みとなりうるか。 | ３０ |
| 費用の妥当性 | 見積額 | 費用積算根拠が妥当であり、各事業への予算配分が適切か。 | １０ |
| 合計 | ２００ |

（２）選定審査委員会

　　選定にあたっては、市職員で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基

準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者

を選定します。

（３）審査条件

　　次に該当する応募は失格とします。

　　①資格要件を欠くもの

　　②提出書類に虚偽の記載があったもの

　　③見積金額が要領２に記載の予算上限額を超える場合

　　④提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの

　　⑤複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの

　　⑥その他選定に係る不正行為があったもの

（４）契約候補者の決定方法

　　①提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も

高い者を）契約候補者（優先交渉者）として選定する。

　　②契約候補者となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の

点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

　　③提案者が１者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最

低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

（５）選定結果の通知及び公表

　　選定結果は、令和４年４月１５日（金）に、すべての提案者に文書により通知するとと

もに、前橋市ホームページにおいて公表します。

（６）その他留意事項

　　①応募団体に関する実地調査

　　　選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行う

ことがあります。

　　②選定審査委員との接触

　　　応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁

じます。接触の事実が認められた場は失格となることがあります。

８　契約

（１）企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額

は前橋市との交渉により、決定します。

（２）優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。

（３）業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。

（４）契約保証金　無

９　特記事項

（１）企画提案書等の作成及び提出並びに契約書の作成及び提出に係る費用は、全て応募

する事業者の負担とします。

（２）本プロポーザルの内容に係る情報の公開が求められた場合は、前橋市情報公開条例

に基づき行うものとします。

（３）提出された提案企画書等は返却せず、本プロポーザル以外の目的では使用しません。

（４）応募する事業者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の

目的で使用してはいけません。

10　別添資料等

（１）前橋市ショップ・モビリティ支援業務プロポーザル実施要領

（２）前橋市ショップ・モビリティ支援業務委託事業仕様書

（３）提出書類一覧

（４）公募型プロポーザル応募申請書（様式第１号）

（５）業務実施体制申告書（様式第２号）

（６）誓約書（様式第３号）

（７）質問票（様式第４号）

（８）辞退届（様式第５号）

11　提出先・問い合わせ先

〒３７１－００２３

群馬県前橋市本町二丁目１２番１号

前橋市　産業経済部　にぎわい商業課　商業振興係

担当　　　飯塚

電話番号　０２７－２１０－２１８８

Fax　　　 ０２７－２３７－０７７０

Email　　 nigiwai@city.maebashi.gunma.jp